

# 付属資料編目次

資料 1	公益法人制度の経緯 .....	86
資料 2	委員会委員名簿 .....	95
資料 3	委員会の事務・権限 .....	96
資料 4	委員会の組織・運営に関する法令等 .....	98
資料 5	審議の基本方針 .....	101
資料 6	審議の中立性・公正性の確保について .....	101
資料 7	公益法人の会計に関する諸課題の検討について .....	102
資料 8	平成 27 年度会計研究会のテーマ .....	105
資料 9	「各行政庁公益法人行政主管部局一覧」 .....	107
資料 10	都道府県の合議制機関の委員名簿 .....	108

## <付属資料 1 > 「公益法人制度の経緯」

### 委員会設置までの経緯

- 平成 14 年 3 月 29 日
  - ・ 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を閣議決定
    - 公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直し
  - ・ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を閣議決定
- 14 年 11 月
  - 「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を設置（平成 15 年 1 月まで計 7 回開催）
- 15 年 6 月 27 日
  - 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定
- 15 年 11 月～
  - ・ 「有識者の協力を得つつ」検討を進めること等とした基本方針を踏まえ、具体的検討を進めていくため、「公益法人制度改革に関する有識者会議」（座長：福原義春(株)資生堂名誉会長）を開催
  - ・ 有識者会議の下に、一般的な非営利法人制度について専門的検討を行うため、法学者を中心とした「非営利法人ワーキング・グループ」を開催
  - 16 年 11 月 19 日 「有識者会議報告書」  
有識者会議 26 回、非営利法人WG14 回にわたる議論を踏まえ、基本的枠組みの具体化に資する観点から、現行公益法人制度に代わる新たな仕組みのあり方について提案
- 16 年 12 月 24 日
  - 「今後の行政改革の方針」（閣議決定）の中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」を具体化
- 17 年 12 月 24 日
  - 「行政改革の重要方針」の中で、「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計、法案を平成 18 年通常国会に提出することを明記
- 18 年 3 月 10 日
  - 「公益法人制度改革関連三法案」の国会への提出
- 18 年 5 月 26 日
  - 「公益法人制度改革関連三法案」の成立
- 18 年 6 月 2 日
  - 「公益法人制度改革関連三法」の公布
- 18 年 8 月 15 日
  - 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」を閣議決定
- 18 年 10 月 26 日
  - 「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：佐竹正幸 日本公認会計協会常務理事）立上げ（全 10 回開催。平成 19 年 3 月 29 日検討結果取りまとめ）

- 19年1月19日  
「新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会」（内閣官房行政改革推進室。座長：能見善久東京大学大学院教授）立上げ（全3回開催）
- 19年2月21日（衆議院本会議）、22日（参議院本会議）  
第一期公益認定等委員会の委員候補が衆・参両院において同意

**第一期委員会の経緯**（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- ◆ 19年4月1日
  - ・ **内閣府公益認定等委員会設置**
  - ・ 第一期公益認定等委員会の委員7名が安倍内閣総理大臣から任命
- ◆ 19年4月2日
  - ・ 第1回公益認定等委員会を開催。委員長に池田守男委員を互選、委員長代理に佐竹正幸委員を指名
  - ・ 政令・府令の制定について内閣総理大臣から諮問
  - ・ 公益認定等委員会運営規則（公益認定等委員会決定第1号）
- ◆ 19年4月13日  
公益認定等委員会「審議の基本方針」を合意・公表
- ◆ 19年6月15日  
第11回公益認定等委員会において「公益認定等に係る政令の制定の立案及び内閣府令の制定について」に答申（19年9月7日政令・内閣府令公布）
- ◆ 19年10月19日  
「公益認定等に係る審議の中立性・公正性の確保について」（公益認定等委員会決定第2号）
- ◆ 20年4月11日  
**公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」を決定**
- 20年4月23日  
内閣府新公益法人行政準備室長が各都道府県あてに府益準第3号を発出。内閣府が公益認定等ガイドラインを審査基準とすることを連絡するとともに、これに基づく制度の適正な運用を要請
- ◆ 20年10月10日  
公益認定等委員会が公益認定等ガイドラインを改正するとともに、新たに「移行認定又は移行認可の審査に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」を決定
- 20年10月15日  
内閣府新公益法人行政準備室が各都道府県あてに府益準第13号を発出。一部改正後の公益認定等ガイドライン及び「移行認定又は移行認可の審査に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」を内閣府が審査基準とすることを連絡するとともに、引き続きこれらに基づく制度の適正な運用を要請

- ◆○ 20年12月1日
  - ・ **新公益法人制度の施行**（内閣府公益法人行政担当室が発足）
  - ・ 「新制度施行に当たっての委員長談話」を发出
  - ・ 内閣官房長官の下で開催された行政支出総点検会議が「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」を取りまとめ公表
- 20年12月26日  
変更認定・変更認可等についてFAQを追加
- 21年1月30日  
監事の報酬等についてFAQを追加
- 21年3月27日  
公益目的事業か否かの判断についてFAQを追加
- 21年4月17日  
役員交代等についてFAQを追加
- 21年9月25日  
特定の学校の在学学生への奨学金及び医療事業についてFAQを追加
- ◆○ 21年11月1日  
公益認定等委員会に諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第64号）を施行。認定基準において特別の利益を与えてはならないこととされている関係者としての子法人及び親法人等に一般財団法人が含まれることを明確化
- ◆ 21年11月26日  
「公益法人制度施行後一年を迎えての委員長談話～民による公益の増進を目指して～」を发出
- 21年12月2日  
定款の変更の案の作成についてFAQを追加
- 21年12月24日  
「立入検査の考え方」を公表
- 21年12月25日  
「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」を閣議決定
- 22年1月29日  
上部団体への負担金等についてFAQを追加
- 22年3月1日  
役員等に対する報酬等についてFAQを追加
- 22年3月25日（衆議院本会議）、26日（参議院本会議）  
第二期公益認定等委員会の委員候補が衆・参両院において同意

**第二期委員会の経緯**（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- 22年4月1日  
第二期公益認定等委員会の委員7名が鳩山内閣総理大臣から任命
- ◆ 22年4月2日  
第93回公益認定等委員会を開催。委員長に池田守男委員を互選、委員長代理に雨宮孝子委員を指名
- ◆ 22年4月22日  
日本記者クラブにおける委員長の記者会見
- 22年5月  
行政刷新会議において公益法人に係る事業仕分けを実施（「事業仕分け第2弾」）
- ◆○ 22年6月18日
  - ・第101回委員会に蓮舫大臣が出席、挨拶
  - ・行政刷新担当大臣名で「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」を公表
- 22年7月22日  
移行申請を促進する大臣メッセージの発出
- 22年10月21日  
法人から移行登記日の希望があった場合に処分日の調整を行うことを公表
- 22年11月  
行政刷新会議において公益法人に係る事業仕分けを実施（「事業仕分け第3弾」）
- ◆ 22年12月1日  
委員長メッセージ「新公益法人制度施行三年目を迎えて～民による公益の増進を目指して～」を発出
- ◆ 23年1月1日  
公益活動に関する大臣メッセージ及び委員長メッセージの発出
- 23年2月9日  
各府省に対し、法人に対する支出や権限付与の内容等について、公益法人又は一般法人へ移行後の事後チェックを行うよう要請する通知（府益担第1560号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）を発出
- 23年3月11日  
14時46分、東日本大震災発生（公益認定等委員会が予定されていたが、中止）
- ◆ 23年3月31日  
「東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ」を発出
- 23年5月20日  
公益法人に対し、その法人が自ら行う東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。）が指定寄附金となる（財務省告示第174号）。

- ◆ 23年5月27日  
委員長メッセージ「移行期間の折返しを迎えて」を発出
- 23年6月10日  
公益法人等に対する寄附金（東日本大震災により滅失又は損壊した建物等（収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、行政庁の確認を受けたものに限る。））が指定寄附金となる（財務省告示第204号）。
- 23年6月24日  
公益財団法人ヤマト福祉財団に対する寄附金（東日本大震災により被害を受けた地域における農業若しくは水産業その他これらに関連する産業の基盤の整備又は生活環境の整備により当該地域の復旧及び復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金）が指定寄附金となる（財務省告示第209号）。
- 23年6月30日  
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）の公布・施行により、公益社団・財団法人のうち一定の要件を満たすことについて行政庁の証明を受けた法人に対する個人の寄附金について、税額控除が選択適用できる制度を導入
- 23年7月12日  
内閣府公益法人行政担当室において、「政府系公益法人の見直しについて」を取りまとめて公表
- 23年8月1日  
行政庁である内閣府として行政手続法に定める標準処理期間（移行認定・移行認可・新規認定：4か月、変更認定・変更認可：40日）を設定し、公表
- 23年9月12日  
介護事業、訪問看護事業及び看護学校事業についてFAQを追加
- 23年11月29日  
早期申請を促進する大臣メッセージの発出
- ◆ 23年12月1日  
委員会だよりの紙面をリニューアル（公益法人の活動紹介を開始）した上で、以降は毎月発行
- ◆ 23年12月22日  
移行審査に当たっての確認事項（役員選任手続、国・独立行政法人からの補助金・委託費等、検査検定・資格認定等事業関係）について申請（予定）法人に事務連絡を発出
- ◆ 24年1月1日  
公益活動に関する委員長メッセージを発出
- ◆○ 24年4月1日  
委員長メッセージ「新年度を迎えて」を発出
- 24年6月1日  
「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（行政改革実行本部決定）

- ◆ 24年7月24日  
委員長メッセージ「東日本大震災の復旧・復興活動に取り組まれている皆様へ」の発出
- 24年8月1日  
控除対象財産関係及び法人会計の黒字関係についてFAQを追加
- 24年9月28日  
行政改革実行本部において、国等から公益法人に対する個々の支出の点検・見直しについて公表
- 24年11月6日  
行政改革実行本部において、国等から公益法人に対する支出の全体像について公表
- 24年11月19日  
同種・同系列法人についての行政庁間の判断の違い等について、都道府県の意見を踏まえてFAQを修正・追加
- 24年11月27日  
大臣メッセージ「新公益法人制度移行期間は残り1年」を発出
- 24年11月30日
  - ・ 移行登記希望の沿った処分日の調整について、平成26年4月1日の移行登記希望まで対応することを基本とすることを公表
  - ・ 東日本大震災の影響により、移行期間内に申請に必要な書類を整えることが困難な特例民法法人からの申請について、行政手続法上の「補正」により対応することが適当であることを被災県に通知（府益担第9026号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）
- ◆ 25年1月1日  
公益活動に関する委員長メッセージを発出
- ◆ 25年1月18日  
第222回委員会に稲田朋美大臣が出席、挨拶
- ◆○ 25年1月23日  
公益認定等委員会に諮問・答申を経て、整備法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成25年内閣府令第1号）の施行及び公益認定等ガイドラインの一部改正。指定正味財産から一般正味財産に振り替えることによって生じた「収益」は、公益目的支出の額の計算上は収益計上しないことができること等の措置を規定
- ◆ 25年1月29日  
シンポジウム「新たな公益活動の芽生えと今後の展望～震災後2年を前にして～」を開催
- ◆ 25年2月8日  
委員長メッセージ「所見～スポーツ指導における暴力行為等の問題に関連して～」を発出

**第三期委員会の経緯**（委員会関連事項◆、その他行政庁関連事項等○）

- 25年4月1日  
第三期公益認定等委員会の委員7名が安倍内閣総理大臣から任命
- ◆ 25年4月5日  
第233回公益認定等委員会を開催。委員長に山下徹委員を互選、委員長代理に雨宮孝子委員を

## 指名

- 25年4月12日  
「公益法人制度改革の進捗と成果について」を公表
- ◆ 25年4月29日  
山下委員長の英国チャリティ委員会訪問
- 25年5月31日  
消費税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第167号）の閣議決定。公益法人が募集する寄附金のうち、一定の要件を満たしていることについて行政庁の確認を受けた場合は、当該寄附金収入は消費税制上の特定収入に該当しない旨の措置が講じられた（当該措置は、平成26年4月1日以後に募集が開始される寄附金収入から適用）。
- ◆ 25年6月14日  
「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング」を実施（以降、6月21日、7月12日、19日、26日に実施）
- 25年6月3日  
共済事業についてFAQを追加
- ◆ 25年7月12日  
「公益法人の会計に関する研究会」を設置
- ◆ 25年7月23日  
「公益法人の自己規律について」を公表
- ◆ 25年8月29日  
「『公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換』を踏まえた現状と課題」を公表
- 25年10月31日  
移行期間の満了による特例民法法人の解散に伴う旧主務官庁の対応について各都道府県に通知（府益担第6648号内閣府大臣官房公益法人行政担当室長通知）  
なお、同日、各府省庁及び最高裁判所事務総局にも事務連絡を发出
- ◆○ 25年11月30日  
5年間にわたる新公益法人制度への移行期間が終了
- 25年12月10日  
大臣メッセージ「公益法人制度改革における移行期間の満了に当たって」を发出
- 25年12月25日  
行政改革推進本部において、平成24年度における公益法人に対する支出状況及び点検・見直し状況について公表
- ◆ 26年1月1日  
・委員長メッセージ「ポスト移行期間の新年に」を发出
- ◆○ 26年3月3日  
・公益認定等委員会の諮問・答申を経て、認定法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第13号）を施行。公益目的事業財産を処分できる「正当な理由」がある場合として、



国等（認定法第5条第17号に掲げる法人）からの補助金等に由来する財産の自主返納ができる旨の規定を追加。

- ◆ 公益目的事業財産についてFAQを追加
  
- ◆ 26年4月18日  
「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」を公表、意見募集（5月31日まで）
  
- ◆ 26年5月23日  
「スポーツ系公益法人のガバナンス確保に向けた意見交換会」を開催
  
- ◆ 26年6月24日  
法人関係者と「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」に関する意見交換会を開催
  
- ◆ 26年7月4日  
「「民による公益増進」のためのラウンドテーブル」を開催
  
- ◆ 26年10月20日  
「公益認定等委員会の活動状況 平成25年度」を公表
  
- ◆ 27年1月19日  
「内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について」を公表
  
- ◆ 27年1月27日  
法人訪問第1回「（公財）世界自然保護基金ジャパンと内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
  
- ◆ 27年2月12日  
「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）」の公表、意見募集（3月12日まで）
  
- ◆ 27年3月20日  
法人訪問第2回「（公財）日本フィルハーモニー交響楽団と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
  
- ◆ 27年3月26日  
「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）に関する御意見について」を公表
  
- ◆ 27年3月27日  
「内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について（日程追加）」を公表
  
- ◆ 27年4月10日  
法人訪問第3回「（公財）全日本柔道連盟と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
  
- ◆ 27年8月10日  
「内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について（追加訪問先・日程のお知らせ）」を公表
  
- ◆ 27年9月1日

法人訪問第4回「(公社) 青年海外協力協会と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催

- ◆ 28年2月1日  
「内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について(追加訪問先・日程のお知らせ)」を公表
- ◆ 28年2月3日  
「「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル」を開催
- ◆ 28年2月16日  
法人訪問第5回「(公財) がんの子どもを守る会と内閣府公益認定等委員会との意見交換」を開催
- ◆ 28年3月24日  
「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」を公表

## <付属資料2>

## 「委員会委員名簿」

(五十音順、敬称略)

(第三期) 平成25年4月1日から28年3月31日

	あめみや	たかこ	
○※	雨宮	孝子	元 明治学院大学大学院法務職研究科教授
	かどの	いずみ	
	門野	泉	清泉女子大学理事・名誉教授
	きたち	たつあき	
	北地	達明	公認会計士、有限責任監査法人トーマツパートナー
	こもり	みきお	
※	小森	幹夫	公認会計士、前 新日本有限責任監査法人シニアパートナー
	ほり	ゆたか	
	堀	裕	弁護士、千葉大学理事・副学長
	めぐみ	さゆり	
※	恵	小百合	江戸川大学名誉教授
	やました	とおる	
◎	山下	徹	NTT データ取締役相談役

◎：委員長 ○：委員長代理

※常勤委員

(注) 肩書は、平成27年3月31日時点

## ＜付属資料3＞

## 「委員会の事務・権限」

### ◆認定法に基づくもの

#### 1. 委員会への諮問事項

内閣総理大臣は、次の場合に委員会に諮問しなければならない（認定法 § 43）。

- (1) 公益認定の申請（§ 7 I）、変更の認定の申請（§ 11 I）又は合併による地位の承継の認可の申請（§ 25 I）に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が欠格事由に該当するものである場合及び行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (2) 公益法人が任意的取消事由に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合に、必要な措置をとるべき旨の勧告（§ 28 I）、勧告に係る措置をとるべきことの命令（§ 28 III）又は公益認定の取消し（§ 29 I・II）をしようとする場合（これらの措置を受ける公益法人が欠格事由に該当する場合等を除く。）
- (3) 認定法の規定により委任された公益認定の基準等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合
- (4) 地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときに都道府県知事に対して公益認定の取消しその他の措置を行うべき指示（§ 60）を行おうとする場合
- (5) 申請に対する処分、勧告に係る措置をとるべきことの命令、公益認定の取消しについての行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合（異議申立てが不適法であるとして却下する場合等を除く。）

#### 2. 委員会による答申

委員会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならない、当該答申に基づいてとった措置について内閣総理大臣に報告を求めることができる（§ 44）。

#### 3. 内閣総理大臣による送付等

- (1) 内閣総理大臣は、変更の届出（§ 13 I）、合併等の届出（§ 24 I）、解散等の届出（§ 26）に係る書類の写し及び提出を受けた財産目録等（§ 22 I）の写しを委員会に送付しなければならない（§ 45 I）。
- (2) 内閣総理大臣は、許認可等行政機関が述べた意見（§ 31）を委員会に通知しなければならない（§ 45 II）。
- (3) 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで申請に対する処分等の措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない（§ 45 III）。

#### 4. 監督権限の委任

内閣総理大臣は、公益法人に対する報告徴収・立入検査の権限（§ 27 I、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものを除く。）を委員会に委任する（§ 59 I）。

#### 5. 委員会による勧告等

委員会は、3. (1)若しくは(2)の送付等を受けた場合又は4. の報告徴収等を行った場合には、公益法人が認定の取消事由に該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、勧告、命令、又は公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができ、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。（§ 46）。

#### 6. 資料提出その他の協力

委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる（§ 47）。

## ◆整備法に基づくもの

### 1. 委員会への諮問事項

内閣総理大臣は、次の場合に委員会に諮問しなければならない（整備法 § 133 Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）。

- (1) 移行認定申請（§ 44）に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が欠格事由に該当するものである場合及び行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (2) 移行認可申請（§ 45）又は変更認可申請（§ 125 Ⅰ）に対する処分をしようとする場合（行政手続法の規定に基づき拒否する場合を除く。）
- (3) 行政庁の勧告（§ 129 Ⅰ）を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときに当該措置をとるべきことの命令（§ 129 Ⅱ）又は認可の取消し（§ 131 Ⅰ）をしようとする場合（公益目的支出計画の変更の届出（§ 125 Ⅲ）等をしなかったことを理由としてこれらの処分をしようとする場合を除く。）
- (4) 整備法の規定により委任された、都道府県の合議制の機関が諮問を要しないと認めるときの基準等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合
- (5) 申請に対する処分、勧告に係る措置をとるべきことの命令、認可の取消しについての行政不服審査法による異議申立てに対する決定をしようとする場合（異議申立てが不適法であるとして却下する場合等を除く。）

### 2. 委員会による答申

委員会は、諮問に対する答申をしたときは、その内容を公表しなければならないが、当該答申に基づいてとった措置について内閣総理大臣に報告を求めることができる（§ 134）。

### 3. 内閣総理大臣による送付等

- (1) 内閣総理大臣は、公益目的支出計画の変更等の届出（§ 125 Ⅲ）、合併等の届出（§ 126 Ⅰ）、移行法人が公益認定を受けた場合の届出（§ 132 Ⅱ）に係る書類の写し並びに提出を受けた計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書（§ 127 Ⅲ）の写しを委員会に送付しなければならない（§ 135 Ⅰ）。
- (2) 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで申請に対する処分等の措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない（§ 135 Ⅱ）。

### 4. 監督権限の委任

内閣総理大臣は、移行法人に対する報告徴収・立入検査の権限（§ 128 Ⅰ）を委員会に委任する（§ 143 Ⅰ）。

### 5. 委員会による勧告等

委員会は、3. (1)若しくは(2)の送付を受けた場合又は4. の報告徴収等を行った場合には、移行法人が公益目的支出計画が適正であること等の基準に適合するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、勧告、命令、又は認可の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができ、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。（§ 136）。

### 6. 資料提出その他の協力

委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる（§ 137）。

## ＜付属資料4＞

## 「委員会の組織・運営に関する法令等」

### ◎認定法（抄）

#### （設置及び権限）

第32条 内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。

#### （事務局）

第42条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

#### （資料提出その他の協力）

第47条 委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

#### （政令への委任）

第49条 この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

### ◎公益認定等委員会令（平成19年政令第64号）

内閣は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

#### （専門委員）

第1条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

#### （部会）

第2条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

#### （議事）

第3条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

#### （事務局次長）

第4条 委員会の事務局に、事務局次長一人を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

#### （事務局の内部組織の細目）

第5条 前条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

(委員会の運営)

第6条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### ◎公益認定等委員会事務局組織規則（平成19年内閣府令第22号）

公益認定等委員会令（平成十九年政令第六十四号）第五条の規定に基づき、公益認定等委員会事務局組織規則を次のように定める。

(事務局に置く課等)

第1条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の事務局に総務課並びに審査監督官八人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び企画官一人を置く。

(総務課の所掌事務)

第2条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。
- 二 局務の総合調整に関すること。
- 三 委員会の人事に関すること。
- 四 委員会の所掌に係る会計及び会計の監査に関すること。
- 五 委員会所属の物品の管理に関すること。
- 六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 七 委員会の保有する情報の公開に関すること。
- 八 委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
- 九 広報に関すること。
- 十 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（以下これらを「認定法等」という。）に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議、認定法等の規定に基づく報告の徴収、検査又は質問並びに内閣総理大臣への勧告に関すること（審査監督官の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、局務で他の所掌に属しないものに関すること。

(審査監督官の職務)

第3条 審査監督官は、命を受けて、認定法等に掲げる事項に係る内閣総理大臣からの諮問についての調査審議、認定法等の規定に基づく報告の徴収、検査又は質問及び内閣総理大臣への勧告に関する事務を分掌する。

(企画官)

第4条 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附 則

この府令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### ◎委員会運営規則（平成19年4月2日公益認定等委員会決定第1号）

(総則)

第1条 公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び公益認定等委員会令（平成19年政令第64号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、委員長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(資料提出その他の協力)

第3条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問及び答申等)

第4条 委員会に対する諮問は、内閣総理大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が内閣総理大臣に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

(議事録の作成)

第5条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議経過
- 五 議決事項
- 六 その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

(議事録等の公開)

第7条 会議の議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、次の場合を除き公開する。

- 一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第43条第1項、第2項第2号及び第3項に掲げる事項に関する審議
- 二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第133条第2項、第3項第1号及び第2号並びに第4項に掲げる事項に関する審議

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前2項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

4 会議の議事録を公開する場合は、これが公開されるまでの間、議事要旨を速やかに作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月2日から施行する。



## <付属資料5>

### 「審議の基本方針」

平成 19 年 4 月 13 日  
公益認定等委員会

「内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ」、当委員会の運営によって、「公益を増進し活力ある社会の実現に資する」という考え方を全員で共有し、意識してこれを目指すものとする。審議に当たっては、以下の諸点に十分配慮するものとする。

- ① 各法人の活動実態を十分に踏まえつつ、それぞれの法人の創意工夫や自主性を尊重する姿勢で取り組む。
- ② コンプライアンスを前提としつつも、常に改革の本旨に立ち帰り、柔軟性をもって判断する。
- ③ 審議を「甘く」ということではなく、「暖かく」審議に臨む。

注 柱書の記述は、公益認定法第 1 条（目的）から抜粋

## <付属資料6>

### 「審議の中立性・公正性の確保について」

平成 19 年 10 月 19 日  
公益認定等委員会決定第 2 号

- 1 委員は、委員会の権限に属する事項に関し判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、委員会の承認を得て審議及び議決を回避することができる。
- 2 上記の場合、委員は、委員長に申告するものとする。また、委員会の承認を得て回避した旨を議事録に記録するとともに答申に付記することとする。

## <付属資料7>

### 公益法人の会計に関する諸課題の検討について

平成25年7月12日  
公益認定等委員会

#### 1 趣旨

公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）（注1）において、公益法人の会計に関する諸課題の検討を行うものとする。

（注1）現行の公益法人会計基準（20年基準）は、公益認定等委員会が平成20年4月に作成し、同21年10月に改定した。

#### 2 検討課題

日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から公益法人の会計に関する実務上の諸課題を聴取し、検討課題を整理した上で、順次検討する。

#### 3 検討の体制と手順

専門的な観点から具体的な検討を行うため、委員会の下に研究会を設け、常勤委員会議（注2）で審議方針の整理を行い、最終的には委員会で審議し、方針を決定する。

##### (1) 研究会の構成

公益法人の会計に関する学識経験者又は公認会計士数名に委員会委員長から参与を委嘱し、研究会を構成する。研究会には、公認会計士である常勤委員がオブザーバー参加する。

##### (2) 委員会との関係、検討プロセス等

- 日本公認会計士協会及び公益法人側の双方から、実務上の課題の提示を受けた上で、検討課題を整理する。
- 検討過程では、必要に応じ、実態及び論点案についてのアンケート、法人からのヒアリング、改正案のパブリックコメントの実施等を行う。
- 他の案件と同様、審議方針の整理のため、節目において常勤委員会議（注2）で議論する。

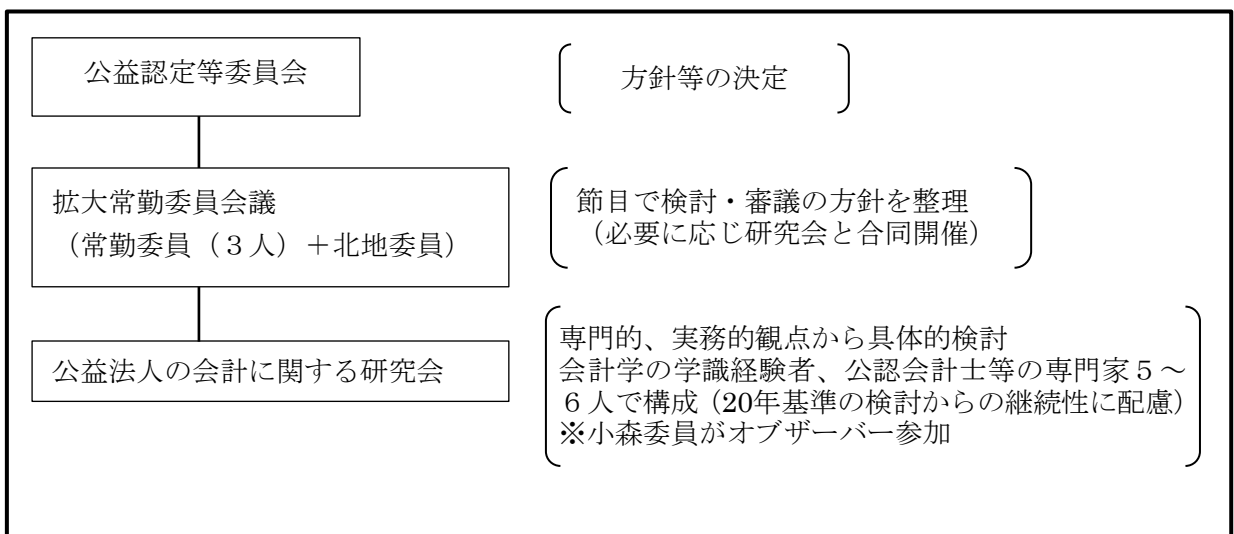
- 最終的には、委員会の場で審議し、方針を決定する。

(注2) 3人の常勤委員のほか、公認会計士である非常勤委員も参加する拡大会議とする。

#### 4 任期、スケジュール等

- 今後、公益法人の会計に関する諸課題を継続的に検討するため、研究会の設置期限は設けない。なお、構成員の任期は毎会計年度とする。
- 研究会の開催頻度は、当面、1か月に1回程度とする。

(参考図)



平成 27 年 8 月 7 日

公益認定等委員会  
公益法人の会計に関する研究会  
構成員名簿

梶川 融 日本公認会計士協会副会長

金子良太 國學院大學経済学部教授

上倉要介 日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長

高山昌茂 協和監査法人代表社員

長 光雄 新日本有限責任監査法人シニアパートナー

中田ちず子 中田公認会計士事務所、公益財団法人公益法人協会監事

(50 音順)

(オブザーバー)

小森幹夫 公益認定等委員会委員

(注) 高山参与、長参与の両氏は、現行の公益法人会計基準（平成 20 年会計基準）を検討した当時の「会計に関する研究会」の構成員です。

## 平成 27 年度会計研究会のテーマ

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」(27.3.26 当研究会報告書。以下「研究会報告書」)において日本公認会計士協会(以下「会計士協会」と)との連携・協力の下に検討を進めることとされていた事項について、同協会における検討の進捗に応じ、以下のスケジュールにより検討を進める。

### 第 17 回 (10 月上旬)

【テーマ】公益法人会計基準で明示されていない会計事象への対応  
企業会計の基準を公益法人にも求めることが、利害関係人への適正開示、監督上の必要性、法人の負担等の点に照らして必要か。

(例)

- i) 金融商品の状況、時価等に関する詳細な注記を記載することとすべきか。
- ii) 財務諸表について会計方針の変更や誤謬の訂正が行われた場合、過年度分についても遡って訂正させ、内閣府に改めて提出させることとすべきか。

### 第 18 回 (10 月下旬～11 月上旬)

【テーマ】法人類型ごとの適用する会計基準の明確化

旧公益法人制度下で策定された平成 16 年会計基準から、新公益法人制度下で策定された平成 20 年会計基準に円滑に切替えが進むよう、実務上どのような点に考慮すべきか。

## **第19回（11月下旬～年末）**

**【テーマ】** 研究会報告書の会計士協会実務指針への反映

（主な事項）

- i) 指定正味財産について、使途の制約の基準やその具体例、一般正味財産への振替のタイミングやその具体例を、実務指針に記載する必要はないか。
- ii) 研究会報告書において「『その他有価証券』に分類された債券は、償却原価法を適用した上で時価評価する」とされたことを踏まえ、この変更を適用した場合の過年度修正の方法など、実務上の取扱いをどうするか。
- iii) 公益目的事業のみを実施する法人が、今後、正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分を省略するに当たっての留意事項

（予備日 1月中・下旬）

## **第20回（2月中旬）**

- 1 本年度の研究会報告書案（パブリックコメント案）の検討
- 2 日本公認会計士協会の実務指針案の最終確認

〔パブリックコメント（2月中旬～3月上旬）〕

## **第21回（3月中旬）**

本年度の研究会報告書の確定

※ 開催予定と検討項目については、検討過程において変更の可能性  
がある。

<付属資料9>

「各行政庁公益法人行政主管部局一覽」(平成28年3月31日時点)

機関名		電話番号(代表/直通)
国	内閣府	公益認定等委員会事務局 大臣官房公益法人行政担当室
		03-5403-9669(相談専用) 03-5403-9555(代)
都 道 府 県	北海道	総務部法務・法人局法人団体課
	青森県	総務部総務学事課
	岩手県	総務部法務学事課
	宮城県	総務部私学文書課
	秋田県	総務部総務課
	山形県	総務部学事文書課
	福島県	総務部私学・法人課
	茨城県	総務部総務課
	栃木県	経営管理部文書学事課
	群馬県	総務部学事法制課
	埼玉県	総務部文書課
	千葉県	総務部政策法務課
	東京都	生活文化局都民生活部管理法人課公益法人係
	神奈川県	総務局組織人材部文書課
	新潟県	総務管理部法務文書課
	富山県	経営管理部文書総務課
	石川県	総務部総務課
	福井県	総務部情報公開・法制課
	山梨県	総務部私学文書課
	長野県	総務部情報公開・法務課
	岐阜県	総務部法務・情報公開課
	静岡県	経営管理部総務局法務文書課
	愛知県	総務部法務文書課
	三重県	総務部行財政改革推進課
	滋賀県	総務部総務課
	京都府	総務部政策法務課
	大阪府	総務部法務課
	兵庫県	企画県民部文書課公益法人室
	奈良県	総務部総務課
	和歌山県	総務部総務管理局総務学事課
	鳥取県	総務部行政監察・法人指導課
	島根県	総務部総務課
	岡山県	総務部総務学事課
	広島県	総務局総務課
	山口県	総務部学事文書課
	徳島県	監察局評価検査課
	香川県	総務部総務学事課
	愛媛県	総務部総務管理局私学文書課
	高知県	総務部法務課
	福岡県	総務部行政経営企画課
	佐賀県	経営支援本部法務課
	長崎県	総務部総務文書課
	熊本県	総務部総務私学局県政情報文書課
	大分県	総務部法務室
	宮崎県	総務部行政経営課
	鹿児島県	総務部学事法制課
	沖縄県	総務部総務私学課

<付属資料10>

「都道府県の合議制機関の委員名簿」

都道府県名	合議制機関の名称	委員名簿（平成28年3月31日現在） ※◎は会長（委員長） ○は会長代理（委員長代理）
北海道	北海道公益認定等審議会	◎河西 邦人（札幌学院大学経営学部経営学科教授） ○大菅生 哲（弁護士（おおがゆ法律事務所）） 大浦 恵（公認会計士（瑞輝監査法人代表社員）） 堤 悦子（北海商科大学商学部商学科教授） 三島 敬子（（株）セントラルプロモーション北海道代表取締役） 森川 潤一（公認会計士（森川会計士事務所））
青森県	青森県公益認定等審議会	◎遠藤 哲哉（青森公立大学経営経済学部教授） ○岩谷 直子（弁護士） 青木 智美（公認会計士・税理士） 大坂 みどり（税理士・社会保険労務士・行政書士） 椀沢 孝子（八戸みなとまちづくり市民フォーラム代表）
岩手県	岩手県公益認定等審議会	◎吉田 瑞彦（弁護士） ○遠藤 明哲（公認会計士・税理士） 高嶋 裕一（岩手県立大学総合政策学部教授） 西川 温子（税理士） 宮本 ともみ（岩手大学人文社会科学部教授）
宮城県	宮城県公益認定等委員会	◎稲葉 馨（東北大学大学院法学研究科教授） ○内田 直仁（宮城大学事業構想学部准教授） 手島 道夫（弁護士） 高橋 雄一郎（公認会計士） 飯笹 佐代子（東北文化学園大学総合政策学部教授）
秋田県	秋田県公益認定等委員会	◎渡部 毅（ノースアジア大学法学部教授） ○松渕 秀和（一般財団法人秋田経済研究所専務理事） 木村 了（税理士） 沢田 祐治（公認会計士・税理士） 菅原 佳典（弁護士）
山形県	山形県公益認定等審議会	◎出井 信夫（元東北公益文科大学教授） ○伊藤 一雄（公認会計士） 小笠原 奈菜（山形大学人文学部准教授） 今田 早百合（行政書士） 渡部 洋江（弁護士）
福島県	福島県公益認定等審議会	◎富田 哲（福島大学行政政策学類教授） ○根本 佳夫（元福島県商工会連合会専務理事） 吉田 恵美子（特定非営利活動法人ザ・ピープル理事長） 長谷川 貴子（公認会計士） 渡辺 慎太郎（弁護士）
茨城県	茨城県公益認定等審議会	◎横山 哲郎（公認会計士） ○阿久津 正晴（弁護士） 井上 拓也（茨城大学教授） 緑川 喜代子（元茨城県県北県民センター長） 村上 正子（筑波大学教授）



栃木県	栃木県公益認定等審議会	◎杉原 弘修 (宇都宮大学名誉教授) ○川村 壽文 (公認会計士) 工藤 敬子 (有限会社フェードイン代表取締役) 平野 浩視 (弁護士) 星 法子 (白鷗大学教授)
群馬県	群馬県公益認定等審議会	◎丸山 和貴 (弁護士) ○大平 良治 (学校法人新島学園顧問) 小竹 裕人 (群馬大学社会情報学部准教授) 佐藤 佳子 (税理士) 井上 真由美 (高崎経済大学経済学部准教授)
埼玉県	埼玉県公益法人認定等審議会	◎中村 友理香 (公認会計士) ○王子田 誠 (駿河台大学法学部教授) 岸 生子 (税理士) 岸本 幸子 (公益財団法人パブリックリソース財団専務理事) 高松 佳子 (弁護士)
千葉県	千葉県公益認定等審議会	◎石川 久 (淑徳大学コミュニティ政策学部教授) ○西村 勝司 (公認会計士) 大谷 益世 (公認会計士) 眞田 範行 (弁護士) 野崎 薫子 (弁護士)
東京都	東京都公益認定等審議会	◎小幡 純子 (上智大学法科大学院教授) ○鎌野 邦樹 (早稲田大学法学学術院教授) 市川 伊三夫 (三基商事株式会社顧問・久光製薬株式会社取締役) 小野 晶子 (独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員) 香川 譽夫 (公認会計士香川譽夫事務所所長) 鴨木 房子 (公益社団法人全国消費生活相談員協会参与) 山上 圭子 (弁護士)
神奈川県	神奈川県公益認定等審議会	◎齋藤 真哉 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授) ○泉谷 和子 (相模女子大学短期大学部教授) 岡村 勝義 (神奈川大学経済学部教授) 小村 陽子 (弁護士) 戎野 淑子 (立正大学経済学部教授) 弥永 真生 (筑波大学ビジネスサイエンス系教授)
新潟県	新潟県公益認定等審議会	◎澤村 明 (新潟大学経済学部教授) ○渡邊 信子 (税理士) 野本 幸 (特定非営利活動法人女性みちみらい上越理事長) 橋本 奈奈 (弁護士) 本間 敏 (公認会計士)
富山県	富山県公益認定等審議会	◎林 晃司 (弁護士) ○蟹瀬 美和子 (元富山県社会福祉協議会専務理事) 桶屋 泰三 (税理士・北陸税理士会副会長) 宮田 伸朗 (富山国際大学子ども育成学部教授) 山崎 佐和子 (富山商工会議所女性会常任理事)

石川県	石川県公益認定等審議会	◎中島 史雄 (弁護士、金沢大学名誉教授) ○吉村 文雄 (金沢大学名誉教授) 舟橋 秀明 (金沢大学人間社会研究域法学系准教授) 眞鍋 知子 (金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授) 森 浩一 (金沢学院大学経営情報学部教授)
福井県	福井県公益認定等委員会	◎安久 彰 (公認会計士) ○山川 均 (弁護士) ○山下 裕己 (福井新聞社参与・特別論説委員) 坪川 貞子 (行政書士) 加藤 まどか (福井県立大学学術教養センター准教授)
山梨県	山梨県公益認定等審議会	◎渡辺 和廣 (弁護士) ○勝俣 高明 (公認会計士・税理士) 加賀美 春雄 (税理士) 太郎良 留美 (山梨学院大学現代ビジネス学部准教授) 古屋 知子 (一般社団法人が-ルカ外山梨県連盟副連盟長)
長野県	長野県公益認定等審議会	◎小林 邦一 (公認会計士) ○中嶋 実香 (弁護士) 高橋 佐智子 (公認会計士) 柄澤 洋子 (一般社団法人長野県商工会議所連合会事務局長) 高橋 潤 (NPO法人長野県みらい基金理事長)
岐阜県	岐阜県公益認定等審議会	◎山田 貞夫 (弁護士) ○川嶋 俊雄 (公認会計士) 大野 正博 (朝日大学法学部教授) 永井 京子 (税理士) 三井 栄 (岐阜大学地域科学部教授)
静岡県	静岡県公益認定等審議会	◎田中 克志 (常葉大学法学部教授) ○立石 健二 (弁護士) 白鳥 三和子 (公認会計士) 杉本 彰子 (NPO法人活き生きネットワーク理事長) 杉山 明喜雄 (公認会計士)
愛知県	愛知県公益認定等審議会	◎加藤 雅信 (名古屋学院大学法学部教授) ○加藤 歌子 (税理士) 小池 康弘 (愛知県立大学外国語学部教授) 松岡 正明 (公認会計士) 森 美穂 (弁護士)
三重県	三重県公益認定等審議会	◎澤田 博 (公認会計士、税理士) ○伊藤 庄吉 (行政書士、三重県行政書士会会長) 上井 長十 (三重大学人文学部准教授) 小林 明子 (弁護士) 田中 里美 (三重短期大学法経科講師)
滋賀県	滋賀県公益認定等委員会	◎仁連 孝昭 (滋賀県立大学名誉教授) ○池口 博信 (行政書士) 井上 芳恵 (龍谷大学政策学部准教授) 浮田 麻里 (弁護士) 宮岸 雅英 (公認会計士)

京都府	京都府公益認定等審議会	◎藤井 秀樹 (京都大学大学院経済学研究科教授) ○佐久間 毅 (京都大学大学院法学研究科教授) 浦坂 純子 (同志社大学社会学部教授) 藤井 正大 (弁護士) 前野 芳子 (公認会計士)
大阪府	大阪府公益認定等委員会	相川 康子 ((特活)NPO政策研究所専務理事) ○赤西 芳文 (弁護士) ◎初谷 勇 (大阪商業大学総合経営学部教授) 林 紀美代 (公認会計士) 松尾 知子 (関西大学法学部教授)
兵庫県	兵庫県公益認定等委員会	◎室崎 益輝 (ひょうごボランティアプラザ所長) ○松山 康二 (公認会計士) 正木 靖子 (弁護士)
奈良県	奈良県公益認定等審議会	◎中川 幾郎 (帝塚山大学名誉教授) ○以呂免 義雄 (弁護士・弁理士) 里見 良子 (公認会計士・税理士) 田中 敬一 (近畿大学経済学部教授) 福本 葵 (帝塚山大学法学部教授)
和歌山県	和歌山県公益認定等審議会	◎波床 昌則 (弁護士) ○山中 盛義 (公認会計士・税理士) 湯川 広一 (きのくに信用金庫監事) 岡田 亜紀 (菱岡工業株式会社代表取締役) 清弘 正子 (和歌山大学経済学部市場環境学科准教授)
鳥取県	鳥取県公益認定等審議会	◎入江 道憲 (公認会計士・税理士) ○岸田 寛昭 (特定非営利活動法人 未来 理事長) 山根 里美 (税理士) 木村 祐子 (特定非営利活動法人 こども未来ネットワーク理事) 山崎 優 (弁護士)
島根県	島根県公益認定等審議会	◎玉樹 智文 (島根大学大学院法務研究科准教授) ○熱田 雅夫 (弁護士) 足立 美智子 (元島根県副出納長) 野田 素美子 (行政書士) 山川 博司 (公認会計士)
岡山県	岡山県公益認定等委員会	◎塚田 健二 (前吉備国際大学社会福祉学部教授) ○福原 一義 (公認会計士) 赤木 真美 (岡山大学大学院社会文化科学研究科教授) 土井 道彦 (岡山県選挙管理委員会委員) 久保 藍良 (弁護士)
広島県	広島県公益認定等審議会	◎越智 貢 (広島大学大学院文学研究科教授) 金井 誠太 (広島商工会議所副会頭) 齋村 美由紀 (弁護士) 山田 紳太郎 (公認会計士) ○山田 知子 (比治山大学現代文化学部教授)

山口県	山口県公益認定等審議会	◎天羽 満則 (公認会計士) ○中山 修身 (弁護士) 進藤 優子 (山口県立大学国際文化学部准教授) 鈴木 朋絵 (弁護士) 高橋 和幸 (下関市立大学経済学部教授)
徳島県	徳島県公益認定等審議会	◎笹谷 正廣 (弁護士) ○豊永 寛二 (弁護士) 井関 佳穂理 (公認会計士・税理士) 喜多 三佳 (四国大学経営情報学部教授)
香川県	香川県公益認定等審議会	◎小川 和彦 (元一般社団法人香川経済同友会代表幹事) ○辻上 佳輝 (香川大学法学部准教授) 藤本 智子 (弁護士) 安井 順子 (公認会計士)
愛媛県	愛媛県公益認定等審議会	◎武田 秀治 (弁護士) ○村上 宏之 (松山大学学長) 秋葉 見 (公認会計士) 兼平 裕子 (愛媛大学法文学部教授) 仙波 誉子 (株式会社岩本商会代表取締役社長)
高知県	高知県公益認定等審議会	◎橋本 誠 (公認会計士) ○松岡 章雄 (弁護士) 根小田 渡 (高知大学名誉教授) 玉里 恵美子 (高知大学教授)
福岡県	福岡県公益認定等審議会	◎大隈 義和 (九州大学名誉教授、京都女子大学法学部教授) ○村上 英明 (福岡大学法科大学院教授) 田中 里美 (弁護士) 藤田 直己 (公認会計士) 文屋 俊子 (福岡県立大学人間社会学部教授)
佐賀県	佐賀県公益認定等審議会	◎奥田 律雄 (佐賀駅前法律事務所 弁護士) ○田村 浩司 (田村公認会計士事務所 公認会計士) 伊佐 淳 (久留米大学経済学部 教授) 川副 知子 (特定非営利活動法人佐賀県CSO推進機構 代表理事) 本田 洋子 (税理士・行政書士)
長崎県	長崎県公益認定等審議会	◎杉原 敏夫 (長崎総合科学大学教授) ○田口 信夫 (長崎ウエスレヤン大学教授) 堀江 憲二 (弁護士(堀江法律事務所)) 井石 八千代 (NPO法人長崎さんさん21理事長) 砺山 祐実 (公認会計士・税理士(砺山公認会計士・税理士事務所))
熊本県	熊本県公益認定等審議会	◎原村 憲司 (弁護士) ○緒方 洋子 (NPO法人チェンジライフ熊本理事長) 立石 和裕 (<まもと監査法人公認会計士) 松崎 景子 (特定非営利活動法人ひと・学び支援センター 熊本常務理事) 岡本 友子 (国立大学法人熊本大学大学院法曹養成研究科

		教授)
大分県	大分県公益認定等審査会	◎岡村 邦彦 (弁護士) ○草野 義輔 (学校法人岩尾昭和学園理事長) 秋山 智恵子 (大分大学経済学部講師) 安藤 恭子 (司法書士) 瀬山 美恵 (税理士)
宮崎県	宮崎県公益認定等審議会	◎柏田 芳徳 (弁護士) ○土田 博 (南九州短期大学学長) 飯田 三和 (税理士) 三島 里都子 (弁護士) 高峰 由美 (販売戦略コンサルタント)
鹿児島県	鹿児島県公益認定等審議会	◎宮廻 甫允 (鹿児島大学名誉教授) ○野田 健太郎 (弁護士) 玉川 恵 (公認会計士) 宇都 由美子 (鹿児島大学大学院医歯学総合研究科准教授) 鳥丸 聡 (シンクタンク・バードウイング代表)
沖縄県	沖縄県公益認定等審議会	◎渡名喜 庸安 (琉球大学大学院法務研究科長) ○金城 智誉 (弁護士(こころ法律事務所)) 幸地 啓子 (税理士(幸地啓子税理士事務所)) 糸村 和哲 (公認会計士(糸村公認会計士事務所)) 西村 オリエ (弁護士(ゆあ法律事務所)) 儀部 和歌子 (弁護士(儀部和歌子法律事務所)) 宇佐見 幸恵 (株式会社パートナーブレイン代表)